

埼玉県飼養衛生管理指導等計画

〔 令和3年10月1日
埼玉県公表 〕

はじめに

- 1 飼養衛生管理基準は、家畜伝染病予防法（以下「法」という。）第12条の3により、農林水産大臣が家畜の区分に応じ、その飼養に係る衛生管理の方法に関し家畜の所有者が遵守すべき基準として規定されたものであり、家畜の飼養者は、その遵守が義務付けられている。
- 2 国は、近年の国内における豚熱や高病原性鳥インフルエンザなどの発生状況、近隣諸国における口蹄疫、アフリカ豚熱などの発生状況を踏まえ、これら家畜伝染病の侵入リスクへの対応の基本が飼養衛生管理基準の遵守にあるとの考え方のもと、令和2年4月に法改正し、飼養衛生管理に係る指導等に係る基本的方向等を指針（以下「指針」という。）として定め、都道府県は国の定める指針に即して、飼養衛生管理に係る指導のうち重点的に指導等を実施すべき事項等を計画として定めることを規定した。
- 3 本計画は、埼玉県における家畜伝染病の発生予防及びまん延防止を図るため、家畜伝染病予防法第12条の3の4に基づき定めるものである。
- 4 本計画の計画期間は、令和3年（2021年）度から令和5年（2023年）度とする。
- 5 なお、本計画については、原則として3年毎に再検討を行うとともに、指針の見直し・再検討の状況等により、必要に応じ随時見直しを行うこととする。

第一章 飼養衛生管理に係る指導等の実施に関する基本的な方向

I 埼玉県における畜産業及び家畜衛生の現状

- 1 本県の畜産は、県内農業産出額の14.8%（249億円）を占め、野菜、米に続く基幹部門となっている。部門別では、酪農が4.2%（70億円）、肉用牛が2.1%（36億円）、養豚が3.3%（56億円）、採卵鶏が4.7%（79億円）となっており（農林水産省「生産農業所得統計」令和元年）、都市近郊にありながら肉用牛以外の全国順位は中ほどに位置している。
- 2 本県における畜産経営としての家畜の飼養戸数・頭羽数については、乳用牛が188戸・8,440頭、肉用牛が146戸・16,600頭、豚が93戸・94,900頭、採卵鶏が72戸・2,637千羽となっている（農林水産省「畜産統計」平成31年2月1日現在）。中小規模の家族経営農家が多く、高齢化や後継者不在を理由とした離農などにより、戸数・頭数とも減少傾向である。一方、一部の大規模経営では、規模拡大も行われており、1戸あたり平均飼養頭羽数については、近年横ばい若しくは増加傾向で推移している。
- 3 本県では、畜産経営以外の目的で飼養する小規模飼養者も多く、展示施設や学校等施設の他に、愛玩目的で飼養する者や畜産経営から離農しても1～2頭の家畜飼養を継続する者が増えている。めん羊・山羊、家きんでその傾向が強くみられ、法に基づき家畜飼養者から提出される定期報告では、これらの畜種に係る農場数は、いずれも8割以上が小規模に区分される状況となっている。山羊については、草刈りなどの役畜用途の飼養も一部みられる。さらに、令和3年4月以降、県南の市街地近郊では愛玩目的のマイクロ豚飼養者が増加傾向である。
- 4 家畜飼養者の県内分布について、畜産農家は県北の大里・児玉地域に多く、農家戸数としてはいずれの畜種も深谷市が最も多い。しかし、県内市町村の4割が、全ての畜種を合わせても10戸に満たない状況にあり、市町村単位の畜種別生産者団体は存続できていない状況である。一方、小規模飼養者は市街地近郊も含め県内に広く分布しており、定期報告の提出が1件もないのは1市のみとなっている。
- 5 家畜飼養者の衛生管理状況について、畜産農家においては、埋却等に備えた措置を除き、概ね飼養衛生管理基準が遵守されてきた。しかし、令和2年以降の法改正に伴い強化された項目のうち特に、農場内での手指消毒、畜舎ごとの専用の靴の設置・使用といった項目について、令和3年定期報告における飼養衛生管理基準の遵守状況においては遵守率9割を切っている状況にある。また、埋却地については、一部の牛飼養者、家きんの大規模飼養者において未確保若しくは面積が不十分となっている。
- 6 畜産関係事業者のうち、食肉処理施設は、県北地域に2施設（うち豚のみ受入れ1）、県南地域に4施設（うち牛のみ受入れ1）がある。そのうち、県南の2施設は中央卸売市場若しくは地方卸売市場を併設しており、他は、相対取引が中心となっている。牛については、関東地方を中心に全国各地から受け入れているが、豚については、県内及び近隣都県からの

出荷がほとんどを占めている。県内畜産農家の県内食肉処理施設への出荷割合（頭数ベース）は、肉用牛（交雑種）、豚が8割程度となっているが、肉用牛（肉専用種、乳用種）では2割前後にとどまっており、東京や大阪など県外への出荷が多い状況である。

- 7 食鳥処理施設は、大規模処理施設が県内には1施設しかなく、ブロイラーの1農場の処理を行っている。認定小規模処理施設は57施設あるが、処理能力や稼働状況が施設によって大きく異なり、受入状況も多様である。ほとんどの施設がブロイラーの処理施設であり、生鳥処理が可能な施設は8施設となっている。このうち、成鶏いわゆる廃鶏の処理も受け入れている施設は4施設のみであり、県内養鶏農家の廃鶏は、主に県外で処理されているのが現状である。
- 8 化製処理施設については、県内に事業者がない。家畜の死体については、県内の死体等運搬業者又は東京都内の化製処理業者の車両が畜産農家を巡回し、群馬県内若しくは東京都内の化製処理施設に搬送している。
- 9 飼料関係事業者については、商系は茨城県、千葉県、神奈川県にある飼料コンビナート、農協系は茨城県、群馬県内の飼料工場が供給拠点となっており、各拠点から県内の畜産農家に配送されている状況である。本県に届出のある飼料販売業者（添加物販売含む）は196あるが、店頭小売、原料販売の業態が多く、畜産農家と直接取引があり家畜飼料を農場へ配送するといった業者は限られている。
- 10 産業動物診療獣医師については、県内で産業動物診療に従事する獣医師が非常に少なく、特に養豚専門の獣医師は、県外から参入している状況である。そのため、農場専属で診療のみならず衛生管理指導等総合的な農場指導を行うことができる獣医師を確保しているのは、養豚農家や肥育牛農家の一部に限られている。

II 家畜の伝染性疾病の発生状況及び家畜衛生上の課題

1 概要

本県における家畜の伝染性疾病の発生状況は、近年、ヨーネ病、牛伝染性リンパ腫、豚丹毒、豚繁殖・呼吸障害症候群、マレック病、ロイコチトゾーン病といった監視伝染病が摘発されており、全国的な傾向と大きく変わらないが、牛伝染性リンパ腫や豚丹毒は、ほとんどがと畜場における摘発であり県外から出荷された個体である。

特定家畜伝染病については、平成17年に低病原性鳥インフルエンザ（H5N2亜型：当時の分類では高病原性鳥インフルエンザ（弱毒型））の疑似患畜の確認以後は、県内発生はなかった。しかし、令和元年9月から11月、県内で36年ぶりの豚熱が発生し、5市町6農場の約7,600頭の豚を殺処分した。また、農場発生後、野生いのししでも豚熱感染が確認され、令和3年9月末までに約120頭の陽性例が確認されている。

また、令和3年1月には、千葉県あひる農場における高病原性鳥インフルエンザ発生に伴い、発生農場から導入したヒナが疑似患畜となったため、2市2農場の約2,200羽のあひる

のヒナを殺処分した。これに先立ち、令和2年12月には県内死亡野鳥で高病原性鳥インフルエンザの感染が確認され、近隣各県においても野鳥の感染事例の確認が相次いだ。本県では、例年11月から翌2月にかけて野鳥の飛来シーズンをむかえることから、当該シーズンにおいては農場発生のリスクが特に高まることを踏まえ、農場の防疫対策を一層強化させることが重要である。

家畜の伝染性疾病の発生に備えた埋却地の確保については、本県においては養鶏農家を除き概ね確保されている状況であるが、一部の牛飼養者において未確保又は必要面積が不足している農家が存在する。また、県内の豚熱発生時に、飼養頭数に応じ必要とされる面積の埋却地を確保していたにも関わらず、結果的に不足した事例も見られたことから、引き続き畜産農家に対し十分な埋却地の確保等を指導する必要がある。さらに、不足した場合または事前に想定していた埋却地等が発生時に使用できない場合に備えた代替手段の確保を促すとともに、未確保農場に対しては、埋却地確保等に向けた主体的な対応を求める。

また、飼養する家畜の種類、経営形態、家畜飼養者の年齢等によって、飼養衛生管理基準に対する理解度や農場の衛生意識に大きな差が生じていることから、飼養衛生管理基準の遵守の徹底に向けて、家畜保健衛生所（以下、「家保」という。）が立入検査や飼養衛生管理者研修等において、その目的・意義について農家の理解醸成を図っていく必要がある。

2 家畜区分ごとの家畜の伝染性疾病の発生状況及び家畜衛生上の課題

家畜区分	家畜の伝染性疾病の発生状況	家畜衛生上の課題
牛	<ul style="list-style-type: none"> ・ヨーネ病については、平成28年度最終発生の1農場が経営を酪農から肉用肥育に転向し、かつカテゴリーIに復帰したため、令和3年9月末現在県内全ての牛飼養農場がカテゴリーIである。 ・牛伝染性リンパ腫については、と場摘発がほとんどで農場摘発は年に0～数頭で推移している。一方、農場検査では、頭数ベースで抗体陽性率約22%、PCR陽性率約34%であり、未発症の感染牛の潜在が示唆される。全頭検査では農場により陽性率が5%未満～90%以上と極端に異なる。 ・牛ウイルス性下痢については、近年、県外農家に販売した子牛や導入牛がPI牛として摘発されるといった事例が散見されている。令和元～2年度に実施した県内サーベイランスにより、3農場4頭のPI牛、1農場1頭の感染牛を確認した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・乳用牛農家では、毎日決まったコースで複数の農場を集乳車が巡回している（全36コース）。 ・乳用牛農家の多くが、畜舎に余裕がない等の理由により自家産育成牛の飼育が困難である。多くは後継牛を導入し、一部の農家では、県営牧場に育成牛を預託している。 ・肉用牛農家については、一貫や繁殖経営が少なく、肥育素牛は導入が多い。 ・ヨーネ病については、県内を4地域に分け、それぞれ4年に1回の頻度で乳用牛及び肉用繁殖牛の定期検査、導入牛等の臨時検査で監視を継続している。 ・牛伝染性リンパ腫については、主に清浄化に取り組む農場において検査を実施しているため、主要産地の県北地域においても農場ベースでの検査実施率は3割程度に止まっており、県内全体の浸潤状況が把握できていない。 ・牛ウイルス性下痢については、県内農場への侵入及びまん延防止を図るため、監視体制を強化する必要がある。そのため、令和3年度からヨーネ

		病に合わせて定期検査及び導入牛等の臨時検査を開始した。
めん羊・山羊	<ul style="list-style-type: none"> ・展示施設の山羊において、ヨーネ病の発生がみられ、平成 30～令和元年度に同居畜を含め 11 頭を摘発淘汰した。 ・その他の監視伝染病の発生はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜としての山羊飼養者が増加しつつある。 ・県内のと畜場では、めん羊及び山羊のと畜について常時の受入れがないため、県外への出荷が想定される。
豚	<ul style="list-style-type: none"> ・豚熱については、令和元年 9～11 月に 5 件 10 頭の患畜、約 7,600 頭の疑似患畜を殺処分した。 ・オーエスキー病については、令和元年 6 月に県内全地域がステータスⅢ以上を達成した。 ・豚流行性下痢については、平成 26～29 年に一部の農場で流行がみられたが、30 年以降は発生がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・豚熱の県内発生に伴い、野生いのししでの豚熱感染も拡大し、豚への予防的ワクチン接種及び野生いのししへの経口ワクチン散布を実施している。県内では野生いのししにおける感染が小康状態だが、隣接県では感染いのししの確認に伴い農場発生も散発しており、依然として豚熱発生リスクが高い状況のため野生動物を介した農場へのウイルス侵入防止対策は必須である。 ・高齢飼養者や小規模など一部の農場において、飼養衛生管理基準に対する意識向上が必要である。 ・マイクロ豚のメディア露出の増加、県内大型ショッピングモールへの豚カフェ進出に伴い、県内でもマイクロ豚の愛玩飼養者が増加傾向にある。今後は、これら飼養者に対する家畜防疫の意識づけが重要となってくる。
鶏	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 17 年度に H5N2 亜型の低病原性鳥インフルエンザの疑似患畜を殺処分したが、その後家畜伝染病の発生はない。監視伝染病全般としても農場摘発は 0～1 件/年程度に止まっている。 ・食鳥処理場では、マレック病やロイコチトゾーン病などの監視伝染病の摘発が散見されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高病原性鳥インフルエンザの定期的な国内発生に伴い、他の畜種と比べ衛生意識は比較的高い。 ・全国と比べると、本県は農業用ため池などの数は多くはない。また、保護保全対象となるような飛来地はないが、荒川や利根川といった河川や農業用水などの水辺空間が県土の 5%を占め、毎年一定数の渡り鳥の飛来が確認されることから、渡り鳥を介した高病原性鳥インフルエンザの侵入防止対策を徹底する必要がある。
あひる	<ul style="list-style-type: none"> ・令和 3 年 1 月に高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認され、2 件 2,200 羽のヒナを殺処分した。 ・その他の監視伝染病の発生はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・合鴨農法や愛玩目的の飼養者が多く、畜産経営としてのあひる農家は、宮内庁鴨場の他数件に限られる。 ・県内の食鳥処理業者の系列農場として食用あひるを飼養する農家が多く、グループ全体での飼養衛生管理基準に対する意識向上が必要である。
馬	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 19 年度に馬インフルエンザが 2 戸 3 頭発生したが、この他に県内で馬の監視伝染病の発生 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内で飼養される馬は、競走馬（地方競馬場）乗用馬（乗馬クラブ、動物園等）が主体である。

はない。	<ul style="list-style-type: none"> ・一部乗馬クラブで定期的に海外からの輸入があるため、着地検査として馬伝染性貧血の検査を実施しているが、この他の伝染性疾患の発生等が懸念される。 ・肥育経営への参入を検討している飼養者がいるため注視が必要である。
------	--

3 関係機関における課題

家畜飼養者をはじめ、県、市町村及び畜産関係団体、畜産関係事業者においては、それぞれの立場と役割において、農場における飼養衛生管理基準の遵守に資するよう、農場への病原体の侵入防止・まん延防止対策を実行する必要がある。

特に、衛生管理区域内に立入る場合は、原則として1農場／人・日に限ることを推奨するが、事業実施等により、止むを得ず複数農場に立ち入る場合も想定される。そのため、飼養衛生管理基準の遵守項目のうち、衛生管理区域内に立入る際の手指消毒、専用の衣服及び長靴の着用、衛生管理区域内に持ち込む物品及び区域内に立入る車両の消毒及び作業動線の区分など交差汚染防止対策に必要な措置について、各主体における正しい理解と遵守が重要である。

豚及び鶏飼養者については、従来から家畜疾病に対する意識が高い傾向にあり、近年の豚熱や高病原性鳥インフルエンザといった家畜伝染病の国内及び県内での発生に伴って、さらなる意識向上が見られたものの、令和2年以降に改正された飼養衛生管理基準への適合のためには、一層の意識向上と対策強化が必要である。

特に豚熱や高病原性鳥インフルエンザ発生農場の疫学調査において遵守状況が不十分と指摘された「畜舎毎の衣服、靴の交換」や「手指の消毒」といった一部の項目については、農場の対策強化には必ずしも繋がっていないことから、科学的知見に基づく動機付けが必要である。

牛飼養者については、豚及び鶏飼養者と比べ、衛生対策への意識が高い農家は一部に限られている。牛伝染性リンパ腫や牛ウイルス性下痢に係る防疫対策の推進と並行して、家畜導入・販売の窓口となる畜産関係団体等と連携し、取組の動機付けを図る必要がある。

家畜伝染病発生に備えた焼・埋却地については、平成23年の法改正に伴い、畜産農家にその確保が義務付けられたが、本県の畜産農家は都市近郊にあって、埋却用地の十分な確保は飼養衛生管理基準遵守における課題の一つとなっている。特に、飼養規模が大きな企業経営の養鶏農家においては、農地を所有していない事業者も多いことから、焼却処理を想定しておく必要がある。これまで産業廃棄物処理業者のほか、市町村や広域事業組合と事前調整を重ねてきたが、発生時の施設利用についての調整は、今後も引き続き必要である。一方、産業廃棄物処理業者においては、新型コロナウイルス感染症の影響などにより受入量が制限される可能性があり、焼却処理であっても死体等の一時保管場所を確保しておく必要がある。これらを踏まえ、埋却用地が確保できていない畜産農家は、埋却等用地となり得る土地の早急な確保とともに、確保できない場合の代替手段についても主体的な取組みが求められる。しかし、前述のとおり都市近郊における土地の確保が容易ではないことも踏まえ、県は市町

村等と連携を図り、公有地、未利用地など利用可能な土地の有無を把握しておく必要がある。

また、農家数の減少に伴い、農家指導は家保が主体となっており、地元市町村や農協組織が関与する地域は限られてきているのが現状である。しかし、家畜伝染病発生時には地元との連携が不可欠であるため、農家数の多少とは関係なく、平時から市町村や農協組織と連携を図り、役割分担を明確にしていく必要がある。

Ⅲ 指導等の実施に関する基本的な方向

1 指導等に関する基本的な方向

各農場において、改正された飼養衛生管理基準に適合した衛生管理を可能とするため、家保は農場毎の飼養衛生管理に係る課題を把握し、家畜所有者及び飼養衛生管理者の指導を行う。そのため、本計画の実施期間において、飼養衛生管理基準を遵守すべき全ての家畜飼養者を対象に、家畜防疫員が原則として年1回以上の立入検査等を行い、遵守状況の確認を行うとともに必要に応じて改善指導を行う。

(1) 家畜所有者及び飼養衛生管理者等への情報の周知

家畜伝染病の発生情報については、家畜飼養者はじめ関係機関等へ随時提供する。特定家畜伝染病の国内や近隣地域での発生等、特に注意喚起が必要な場合には、家保は管轄の当該畜種の家畜飼養者に対して速やかに電話で情報提供し、飼養家畜の異常の有無を確認するとともに、発生防止に必要な措置について指導する。

(2) 家畜所有者及び飼養衛生管理者の連絡先の聴取

家保は、毎年2月時点の定期報告を基に、全ての農場の家畜所有者及び飼養衛生管理者を確認し、農家台帳及び防疫マップシステム等にその農家情報を反映する。また、家保が立入検査した際にもその情報を確認し、最新情報に更新する。

(3) 生産性を阻害する疾病の低減

家保は、慢性疾病等の低減（呼吸器病、下痢等）を目的として牛、豚、鶏飼養農家を選定して、管理獣医師及び関係団体等との協力のもと各種検査等を実施するとともに、検査結果に応じた対策を講じる。

(4) 動物用医薬品の適正な流通・使用

診療獣医師は、発行した指示書を毎月とりまとめ、診療施設を管轄する家保へ提出する。

家保は、その指示内容（用法・用量、出荷制限期日等）を精査し、不適正な処方がないか確認する。指示書の発行先が管轄外農場だった場合、県内農場の場合は管轄家保へ、県外農場の場合は当該都道府県との取り決めに従って指示書の内容を共有する。内容等に不備のあった獣医師（動物用医薬品販売業者）へは立入検査等により指導を行い、適正な流通・使用を図る。

また、食品衛生部局と連携し、と畜場で実施される残留モニタリング検査等により抗生物質等が検出された場合は、検出された家畜を出荷した農場における動物用医薬品の使用状況（指示書発行状況を含む）を確認し、立入検査等により適正な使用を図る。

(5) 野生動物への対策強化

県は、猟友会等の協力のもと有害鳥獣の捕獲等を推進し、防疫指針に基づく野生動物における浸潤状況確認検査等を実施する。なお、当面は、野生いのししにおける豚熱及びアフリカ豚熱検査を実施する。

また、家畜飼養者に対して、野生動物侵入防止対策を講じるよう指導を行う。

家畜飼養者は、飼養衛生管理基準に基づき、防護柵や防鳥ネットの設置、衛生管理区域周辺や畜舎周辺の草刈り等を行うとともに、修繕等により侵入口を塞ぐ等し、衛生管理区域、畜舎等への野生動物の侵入防止を図る。

(6) 埋却地等の確保状況の確認

特定家畜伝染病が発生した場合に備え、埋却等用地の確保状況のほか、焼却処理が完了するまでの間、一時保管が可能な施設及び土地の所有状況を把握する。十分に所有していない家畜飼養者に対しては、必要な面積の土地の確保に努めるよう指導を行う。また、規模拡大を伴う事業の実施に当たっては、埋却等用地の確実な確保が図られるよう指導を行うとともに、特に補助事業や制度資金を措置する場合には、事業の性質を踏まえた上で、飼養衛生管理基準の遵守に係るクロスコンプライアンスの導入を推進する。

2 指導等の実施に関する基本的な方向

家保は、立入検査を行い、家畜飼養者が提出した定期報告の飼養衛生管理基準自己チェックを基に遵守状況を確認し、改善が必要な項目、不遵守であることが認められた項目について改善指導を行う。

立入検査は、飼養衛生管理基準が定められた全ての家畜飼養者について、原則として年1回以上実施する。また、家保の立入検査には、できる限り畜産関係団体、市町村等も同行し、管理獣医師がいる場合には立会を求め、各農家の最新の情報を共有するよう努める。

家保は、指導した項目に応じて改善の期日を定め、期日が経過した後に再度立入検査等を行い、改善状況を確認する。なお、改善状況の確認については、家畜飼養者による改善箇所の写真提供、管理獣医師からの報告等に代えて行うことができる。

立入検査にあたり、家畜防疫員は飼養衛生管理基準遵守指導の手引を活用することとする。また、各家保においては、内部研修やOJTを繰り返し実施し、家畜防疫員の判断基準の平準化を図る。

家畜飼養者は、家畜防疫員から指導された内容について、各農場の飼養衛生管理マニュアルに改善した内容を反映するとともに、反映させたマニュアルは従業員等に確実に周知する。周知にあたっては、マニュアルの内容を図示・多言語化することにより全ての従事者等に理解させるよう努める。

第二章 家畜の飼養に係る衛生管理の状況並びに家畜の伝染性疾病の発生の状況及び動向を把握するために必要な情報の収集に関する事項

実施方針及び重点実施事項については、毎年度作成し公表する。

I 実施方針

実施方針については、別紙1-1のとおりとする。

II 重点実施事項

重点実施事項については、別紙1-2のとおりとする。

III 収集した情報の農場への還元及び飼養衛生管理向上に関する事項

1 サーベイランス及び病性鑑定成績に係る結果とりまとめ、情報提供の方法

法第5条及び第51条に基づき実施するサーベイランスや病性鑑定の結果については、対象農場に個別成績を還元するとともに、地域の状況を取りまとめ、家保が発行する家畜衛生だより等を活用し地域に還元するほか、個人情報の取扱いに十分注意した上で、発生状況や対応方法、課題、発生予防・まん延防止対策について取りまとめ、地域協議会や家保業績発表会等において広く周知を図る。

2 と畜検査に係る結果とりまとめ、情報提供の方法

食品衛生部局、政令・中核市食肉衛生検査所管部局と連携し、と畜検査成績の共有を図るとともに、農場指導に活用することにより、慢性疾病対策を推進する。

第三章 重点的に飼養衛生管理に係る指導等を実施すべき事項

I 飼養衛生管理基準のうち重点的に指導等を実施すべき事項

1 重点的に指導等を実施すべき事項及び指導等の実施方針

家畜区分	重点的に指導等を実施すべき事項	指導等を実施する目安の地域、 時期等	実施の方法
牛、鹿、 めん羊及び山羊	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜の所有者の責務の徹底 ・飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 ・衛生管理区域の適切な設定 ・記録の作成及び保管 ・衛生管理区域の出入口における車両消毒の実施 ・特定症状が確認された場合の早期通報 ・埋却地等の準備 	<p>地域： 県内全域</p> <p>時期： 法第 51 条に基づく検査を年に 1 回以上実施する。</p> <p>なお、左の項目が不遵守である場合には、繰り返し指導等を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法第 12 条の 4 に基づく定期報告による遵守状況の確認 ・法第 51 条に基づく立入検査による飼養衛生管理状況の確認及び指導 なお、従前の遵守状況、指導等の経過等により、必ずしも家畜防疫員の指導等が必要ないと考えられる場合は、電話、写真、動画等又は、市町村、関連事業者、生産者団体及び獣医師等の農場立入時の情報収集に基づき確認を行うことを可とする。 ただし、この場合は、少なくとも法第 5 条に基づく検査と合わせて家畜防疫員が確認を行うこととする。 ・飼養衛生管理者に対する研修 ・市町村及び生産者団体と連携した利用可能な公有地等の選定、焼却施設のリストアップ及び発生時の利用の調整を行う。
豚及びいのしし	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜の所有者の責務の徹底 ・飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 ・衛生管理区域の適切な設定 ・衛生管理区域の出入口における車両消毒の徹底 ・記録の作成及び保管 ・加熱処理済みの飼料の利用 ・畜舎ごとの専用の衣服・靴の設置及び使用、並びに手指の洗浄及び消毒 ・野生動物侵入防止対策（柵、ネット等の設置、点検及び修繕）の徹底 ・衛生管理区域内の整理整頓及び消毒 ・特定症状が確認された場合の早期通報 ・埋却地等の準備 	<p>地域： 県内全域</p> <p>時期： 法第 51 条に基づく検査を毎年 1 月までに全戸終了させる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法第 12 条の 4 に基づく定期報告による遵守状況の確認 ・法第 51 条に基づく立入検査による飼養衛生管理状況の確認及び指導 ・飼養衛生管理者に対する研修 ・市町村及び生産者団体と連携した利用可能な公有地等の選定、焼却施設のリストアップ及び発生時の利用の調整を行う。 ・点検結果に基づき、不遵守項目があった場合の徹底指導

	<ul style="list-style-type: none"> ・飼養衛生管理者による自己点検の実施（当面3か月毎） 		
<p>鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥（以下、「家きん」という。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・家きんの所有者の責務の徹底 ・飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 ・衛生管理区域の適切な設定 ・衛生管理区域の出入口における車両消毒の徹底 ・記録の作成及び保管 ・家きん舎ごとの専用の衣服・靴の設置及び使用、並びに手指の洗浄及び消毒 ・野生動物侵入防止対策（ネット等の設置、点検及び修繕）の徹底 ・衛生管理区域内の整理整頓及び消毒 ・特定症状が確認された場合の早期通報 ・埋却地等の準備 ・飼養衛生管理者による自己点検の実施（4～5月、10～3月の間毎月） 	<p>地域： 県内全域</p> <p>時期： 法第51条に基づく検査を毎年11月までに1回以上全戸実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法第12条の4に基づく定期報告による遵守状況の確認 ・法第51条に基づく立入検査による飼養衛生管理状況の確認及び指導 ・飼養衛生管理者に対する研修 ・市町村及び生産者団体と連携した利用可能な公有地等の選定、焼却施設のリストアップ及び発生時の利用の調整を行う。 ・点検結果に基づき、不遵守項目があった場合の徹底指導
<p>馬</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜の所有者の責務の徹底 ・飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 ・衛生管理区域の適切な設定 ・記録の作成及び保管 ・器具の定期的な清掃又は消毒等 	<p>地域： 県内全域</p> <p>時期： 法第51条に基づく検査を年に1回以上実施する。</p> <p>なお、左の項目が不遵守である場合には、繰り返し指導等を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法第12条の4に基づく定期報告による遵守状況の確認 ・法第51条に基づく立入検査による飼養衛生管理状況の確認及び指導 <p>なお、従前の遵守状況、指導等の経過等を考慮し、必ずしも家畜防疫員の指導等が必要ないと考えられる場合は、電話、写真、動画等又は、市町村、関連事業者、生産者団体及び獣医師等の農場立入時の情報収集に基づき確認を行うことを可とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飼養衛生管理者に対する研修

2 各年度の優先事項等

本計画期間中の各年度において、優先的に指導等を実施すべき家畜の種類及び地域、それぞれについて重点的に指導等を行うべき飼養衛生管理基準の事項等については別紙2のとおりとする。

II I 以外で推奨すべき、飼養衛生管理上の事項

- 1 飼養衛生管理基準が定められた家畜の種類ごとに、主要な伝染性疾病に関する情報（疾病に係る病原体の伝播経路、有効な消毒薬、感染した家畜の病態、発生した場合に取るべき措置等）について、市町村、関連事業者、生産者団体及び獣医師等と連携して周知を図る。
- 2 家畜の伝染性疾病の発生等により、飼養衛生管理基準に規定する内容以外の飼養衛生管理上の措置が必要となった場合には、家畜の所有者等に対し、その必要となった措置を講ずるよう指導を行う。
- 3 家畜の所有者等に対し、メールアドレスの取得並びにインターネットの接続環境及び閲覧機器の確保を行い、国及び県から発信される家畜防疫に関する情報を適時把握できる環境の整備に努めるよう指導する。
- 4 家畜の所有者等に対し、野生動物において家畜伝染病の病原体に感染したことが確認された場合に、農林水産大臣が指定する地域において講ずることが必要となる追加措置について、平常時から、各農場で取るべき対応を想定し、訓練するよう指導する。
- 5 埋却等用地については、既述のとおり、一部の牛飼養者において未確保又は不十分農場があり、確保済み農場においても、実際の埋却作業において面積不足もしくは埋却不適當な土地となり得る。このため、埋却等用地の十分な確保について引き続き指導を行うとともに、適正規模での飼養についても指導する。さらに、移動式レンダリング装置や移動式焼却炉の活用も想定し、家畜飼養者の所有地に加え、公有地や農業団体等所有地で設置可能な場所について検討を行い、関係者で事前調整を行う。
- 6 大規模飼養者（家畜伝染病予防法施行規則（以下「施行規則」という。）第21条の5第9号イ～ホの規定※による）については、発生した場合の地域への影響が多大であることから、農場毎の防疫対応計画を県と農場管理者とで協議の上、策定・共有する。防疫対応計画には、疾病ごとの特定家畜伝染病防疫指針に基づき、防疫措置に係る農場内動線図（重機及び作業員）、農場内作業人員、農場内必要資材、死体等の処理方法と具体的な段取り等を含めることとする。

※ 施行規則第21条の5 第9号

イ 牛（月齢が満四月以上のものに限る。）二百頭（次に掲げる牛にあつては、三千頭）

(1) 肥育牛の雄牛及び交雑種にあつては、月齢が満七月未満のもの

(2) その他の牛にあつては、月齢が満二十四月未満のもの

ロ 水牛及び馬 二百頭

ハ 鹿、めん羊、山羊、豚及びいのしし 三千頭

ニ 鶏及びうずら 十万羽

ホ あひる、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥 一万羽

第四章 家畜の所有者又はその組織する団体が行う自主的措置の活性化に関する事項

I 家畜の所有者又はその組織する団体が行う自主的措置の活性化に関する方針

本県では、畜産農家数の減少に伴い、地域ごとの自衛防疫活動が難しくなり、かつて設置されていた各地域の自衛防疫団体は、ほとんど存続していない状況にある。そのため、県域の生産者団体や関係事業者団体等と連携し、家保の管轄地域を単位として次の自主的措置の活性化を図ることとする。

- 1 家畜の所有者又はその組織する団体は、家畜の伝染性疾患の発生予防及びまん延防止を地域レベルで実効するために、各地域において自助・共助の考えの下に自衛防疫団体等を設置し、飼養衛生管理基準の内容や指導事項に関する情報共有、飼養衛生管理に係るマニュアルの作成、効果的な飼養衛生管理に関する研修の実施、先進的な畜産経営における衛生管理の取組状況の紹介、衛生対策に係る設備の施工業者や補助事業に関する情報の共有、防疫資材の共同購入・備蓄、一斉消毒の共同実施等の自主的措置に取り組む。
- 2 このため、県及び市町村は、相互に連携を図りながら、1の自主的措置に対して、国内外の家畜の伝染性疾患の発生状況、最新の科学的知見や疫学情報等を踏まえ、飼養衛生管理基準の遵守にあたり有益な技術的助言等を行うとともに、求めに応じて、研修会又は講習会を開催する場合の専門家の派遣を行う。
- 3 また、県及び市町村は、各地域の生産者団体、獣医師の組織する団体、共済組合、猟友会、関連事業者等が相互に連携して、次の事項について主体的に取り組むことを促すため、これらの団体による協議会の設置を促進する。
 - ① 平時における家畜の所有者等に対する飼養衛生管理基準の内容等に関する研修会や説明会の開催、都道府県等が実施する防疫演習への協力、飼養衛生管理マニュアルの作成、自己点検等に関する技術的な助言等
 - ② 家畜伝染病の発生時又は野生動物における家畜の伝染性疾患の感染確認時における、飼養衛生管理の状況の確認や野生動物における浸潤状況調査等への協力、緊急の支援策の運営など地域における家畜の伝染性疾患の発生予防及びまん延防止なお、県は、これらの協議会等の取組が的確、円滑なものとなるよう助言、指導に努める。

第五章 飼養衛生管理に係る指導等の実施体制に関する事項

I 都道府県の体制整備

1 家畜防疫員の確保及び育成

- (1) 修学資金の活用等による農林水産分野の公務員獣医師の確保、公衆衛生分野の公務員獣医師の家畜防疫員任命、退職獣医師等の潜在的人材の活用等を通じ、家畜防疫員の確保を計画的に確保するよう努める。
- (2) 関係都道府県及び国が組織する協議会等において、家畜防疫員に対する研修会及び講習会に関する優良事例等の情報共有を図り、また本県においてもこれらの研修会等を積極的に開催するよう努める。研修等の内容については、関係部局と連携し、施設整備、生産性向上、コスト低減、経営継承、環境問題等の家畜衛生以外の情報を含めた総合的な指導力を養成できるものとなるよう努める。
- (3) 家畜防疫員として、病性鑑定に必要とされる資質・能力の向上を図るため、特定家畜伝染病の病性鑑定に係る基礎研修、病性鑑定研修を実施する。
- (4) 飼養衛生管理基準遵守指導の判断基準平準化のため、飼養衛生管理基準に係る研修会を実施する。

II 飼養衛生管理者の選任、研修等

1 飼養衛生管理者の選任に関する方針

家畜の所有者に対し、衛生管理区域ごとに、その衛生管理区域の管理経験や知識、管理指導の能力が豊富な者を、飼養衛生管理者として選任するよう指導等を行う。

家畜の所有者に対し、衛生管理区域ごとに、それぞれ別の飼養衛生管理者を選任するよう指導等を行う。ただし、衛生管理区域が隣接している場合や、複数の衛生管理区域を一人で管理したとしても、飼養衛生管理基準の遵守に係る業務の実施に支障がない場合には、この限りでない。大規模飼養者については、原則として畜舎ごとに飼養衛生管理者を配置することとし、畜舎ごとの配置が困難である場合には、飼養衛生管理者一人当たりの管理対象頭羽数の上限を、施行規則別表第2において家畜の種類ごとの飼養衛生管理基準において、それぞれ第1の5(2)に規定される頭数とするよう指導等を行う。

※ 施行規則別表第2

1 牛、鹿、めん羊、山羊

牛：(月齢が満四月以上のものに限る。)二百頭(次に掲げる牛にあつては、三千頭)

(1) 肥育牛の雄牛及び交雑種にあつては、月齢が満七月未満のもの

(2) その他の牛にあつては、月齢が満二十四月未満のもの

鹿、めん羊、山羊：三千頭

2 豚及びいのしし 三千頭(月齢が満十月未満の肥育豚にあつては、一万頭)

3 鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥

鶏及びうずら 十万羽

あひる、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥 一万羽

衛生管理区域ごとの飼養衛生管理者の選任状況は、毎年の定期報告により把握する。この際、飼養衛生管理者を選任していない衛生管理区域があることが明らかになった場合には、期限を定め、速やかに選任するよう指導する。また、定期報告により報告された飼養衛生管理者の住所が衛生管理区域から著しく遠方にある場合や、多数の衛生管理区域を通じて一人の飼養衛生管理者を選任している場合等、衛生管理区域において飼養衛生管理が適正に行われているかを確認及び指導することが事実上困難と考えられる場合には、家畜の所有者に対し、飼養衛生管理者の選任状況を見直すよう指導等を行う。

2 飼養衛生管理者に対する研修・教育に関する方針

県は、飼養衛生管理者がその業務を行うために必要な知識・技術の習得・向上を図ることができるよう、原則として、毎年1回以上、家畜の伝染性疾病の発生の状況・動向、飼養衛生管理基準の内容及び同基準を遵守するための具体的な措置の内容、飼養衛生管理者がその他の従事者等に対し行う教育等の方法、本県の指導計画の内容、その他必要な知識・技術の習得・向上に資する事項についての研修の機会を提供する。

家畜の所有者に対して、飼養衛生管理者を当該研修に参加させるよう指導等を行うとともに、家畜の所有者自身が当該研修に参加することも併せて推奨する。

また、研修会の開催のほか、資料等の提供により飼養衛生管理者に必要な知識・技術の習得・向上を図る。

3 飼養衛生管理者に対する情報提供に関する方針

(1) 情報の提供は、以下の内容について、電話、電子メール、FAX、文書等により行う。

ア 平時

国内外の家畜の伝染性疾病の発生状況、最新の科学的知見に関する事項、家畜の所有者等に対する研修に関する事項、国又は都道府県による飼養衛生管理に係る調査、注意喚起又は指導に関する事項、家畜の伝染性疾病の発生状況の調査に関する事項等

イ 家畜伝染病の発生時又は野生動物における家畜の伝染性疾病の感染確認時

当該疾病の発生状況に関する事項、法に基づく制限等に関する事項、国又は県による緊急の飼養衛生管理に係る調査、注意喚起又は指導に関する事項等

(2) 外国人従業員向けの情報提供に配慮し、外国語による資料の作成・提供等を行うよう努める。また、技能実習生の受入団体等に対し、実習生に対する研修の実施、当該団体を通じた情報提供等を働きかける。

Ⅲ その他指導等の実施体制に関する事項

1 飼養衛生管理状況の確認及び指導等の確認にあたっては、国が作成する飼養衛生管理基準の遵守指導に係る手引き、チェック様式等を活用して適正な水準で実施する。指導にあたっては、最新の家畜衛生、畜産経営、生産振興等に関する情報を踏まえ、防疫上必要な水準とすることを前提に、従事者等が継続的に衛生管理対策を実践できるよう労務負担やコストの低減にも配慮して行うよう努め、必要に応じて近隣農場の優良事例を紹介する等、総合的に飼養衛生管理の向上を推進する。

2 法第 12 条の 4 に基づく定期の報告、法第 51 条に基づく立入検査等によって、家畜の所有者の不遵守を確認した場合において、法第 12 条の 5 及び第 12 条の 6 の規定による指導及び助言並びに勧告等を行うときは、飼養衛生管理基準の遵守指導の手引きや、国からの逐次の指導等を踏まえ、家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号）第 21 条の 7 及び次の①から④までの規定に従って実施する。

① 法第 12 条の 4 に基づく定期の報告、法第 51 条に基づく立入検査等によって、家畜の所有者の不遵守を確認し、改善を促してもなお当該家畜の所有者が不遵守状況の改善を行わないなど、衛生管理が行われることを確保するため必要があるときは、法第 12 条の 5 に基づき、飼養衛生管理基準に定めるところにより家畜の飼養に係る衛生管理を行うよう、当該家畜の所有者に対して指導及び助言を行う。

指導及び助言にあたっては、不遵守の内容及び不遵守事項ごとに具体的な改善方法を明示し、文書を交付する。

② ①における確認をさせた結果、家畜の所有者がなお飼養衛生管理基準を遵守していないと認めるときは、法第 12 条の 6 第 1 項に基づき、期限を定めて、家畜の飼養に係る衛生管理の方法を改善すべきことを勧告する。

勧告にあたっては、不遵守の内容及び不遵守事項ごとに具体的な改善方法を明示し、文書を交付して勧告する。

また、家畜の所有者が改善すべき期限として定める期間は、原則 1 週間（ただし、施設整備等が必要である場合その他の理由により、1 週間以内に改善することが困難と認められる場合には、不遵守の内容に応じた合理的な期間。本項の③及びなお書きにおいて同じ。）とし、当該期間が経過した後速やかに、必要な改善が実施され、もって飼養衛生管理基準が遵守されていることを確認する。

③ ②における確認の結果、家畜の所有者がその勧告に従わないときは、その者に対し、法第 12 条の 6 第 2 項に基づき、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令する。

また、家畜の所有者が改善すべき期間として定める期間は、原則 1 週間とし、当該期間が経過した後、速やかに、勧告に係る措置がとられていることを確認する。

④ ①から③までの改善状況の確認は、法第 51 条に基づく立入検査等によることとする。

なお、法第 34 条の 2 に基づき、まん延防止措置として実施する緊急の勧告及び命令の際も同様に取り扱うこととするが、これらの勧告又は命令の実施後に、改善したことを確認する期間は、原則として 3 日間とする。

法第 12 条の 6 第 3 項及び第 34 条の 2 第 3 項の命令違反者については、周辺農家及び関連事業者におけるリスク管理の取組が適切に実施されるよう、家畜の飼養農場の名称及び所在地、代表者名又は家畜の所有者の氏名、違反事由等を速やかに公表し、国へ報告する。

第六章 協議会等の活用その他の飼養衛生管理に係る指導等実施に関し必要な事項

I 協議会等の活用と相互連携に関する方針

1 本県における家畜の伝染性疾病の発生予防、まん延防止対策を徹底するため、近隣都県で構成する協議会等と連携し、各地域の課題を共有するほか課題解決に向けた検討等を行う。

2 相互連携を図る主な協議会等は、次のとおり。

協議会等の種類	構成	設置時期	事務局	協議内容
関東甲信越北陸ブロック家畜衛生協議会	関東甲信越北陸地域 14 都県 (畜産主務課)	8 月頃	各都県持ち回り	・各都県における家畜衛生上の課題について
関東ブロック家畜保健衛生所長会議	関東地方7 都県 (畜産主務課、各都県全家保)	10 月頃	各都県持ち回り	・関東地方における家畜衛生上の課題について
都県境家畜防疫協議会	・埼玉県中央家保 ・埼玉県川越家保 ・東京都家保	9 月頃	各所持ち回り	・旧元狭山村地域における都県境防疫了承事項について ・各所管内の家畜の飼養状況について ・家畜衛生に関する事例報告及び情報交換
県境防疫会議	・茨城県県西家保 ・栃木県県南家保 ・群馬県東部家保 ・埼玉県熊谷家保	10 月頃	各所持ち回り	・各所における家畜衛生上の課題について ・家畜衛生に関する意見照会及び情報交換
家畜畜産物衛生対策協議会	・県 (食検・家保) ・さいたま市 ・越谷市 ・川口市	6 月頃	県・市持ち回り	・と畜場での特定家畜伝染病発生時の協力体制について ・監視伝染病の診断について

II 家畜の伝染性疾病の発生時における緊急対応に関する方針

1 口蹄疫、アフリカ豚熱、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等の重大な伝染性疾病が家畜において発生し、又は野生動物において確認された場合には、防疫指針に基づき、適切にサーベイランスを実施するとともに、県内の家畜飼養農場に対し、飼養衛生管理基準の遵守状況について速やかに緊急点検を実施する。

2 疾病が発生していること及び既に病原体が農場内に侵入している可能性があることを踏まえ、飼養衛生管理基準のうち、特に「II 衛生管理区域への病原体の侵入防止」及び「IV

衛生管理区域外への病原体の拡散防止」が確実に実施されているかを確認し、実施が不十分と考えられる場合には、第五章のⅢの2のとおり、法第34条の2に基づき緊急の勧告又は命令を行う。

- 3 農場において特定症状が確認された場合、早期通報が円滑かつ確実に行われるよう、疾病の発生状況、管轄家畜保健衛生所の電話番号等の連絡方法、通報が必要となる症状等について周知する。

Ⅲ 通常の家畜の飼養農場以外の場所への対応に関する方針

観光牧場や愛玩動物については、飼養する家畜、飼養環境及び飼養形式を踏まえ、人及び野生動物との接触の機会等を考慮した上で、衛生管理区域の適切な設定、消毒を重点的に行うポイント等の飼養衛生管理上の留意点について、具体的な指導等を行う。

また、動物園等に対する指導等については、施設所有者、管理・運営者等の関係機関に飼養衛生管理基準の遵守の重要性を説明した上で、連携して行う。